

史跡松ヶ岡開墾場四番蚕室リニューアル 絹織物体験施設「シルクミライ館」がオープンします

☎社会教育課（櫛引庁舎） ☎57 - 4868

史跡松ヶ岡開墾場の四番蚕室が、本市の絹産業の歴史や文化に触れ、楽しみながら学ぶことのできる体験施設「シルクミライ館」として、4月16日④にリニューアルオープンします！

●養蚕室（2室）

養蚕棚を復元展示。6月と9月には蚕を展示飼育します。

●研修室（3室）

シルク製品のほか、鶴岡中央高校シルクガールズのシルクドレスなど、高校生の研究成果等を紹介。

●プロローグエリア

鶴岡のシルクの歴史を紹介。

●シルク産業エリア

絹織物の一貫工程を臨場感ある映像と音で紹介。繭玉やきびそに触れられるほか、実際に使われている道具なども見学できます。

●つむぐ未来シアター・つむぐ未来体験エリア

シルクの新しい価値と可能性を探る、市民や学校、企業、行政が連携した取り組み等を紹介。糸紡ぎや手織りなどの体験もできます。

●ショップ

シルク製品等を販売。

◎愛称について

愛称の「シルクミライ館」には、「絹や絹産業の歴史・文化に触れ、新しい価値を創造する未来志向の施設にしていきたい。」という思いが込められています。

愛称の決定には、松ヶ岡地区の住民の皆さん、広瀬小の5年・6年生（令和3年度）の皆さんにも協力していただきました。

◎施設情報

開館時間／午前9時～午後4時

定休日／水曜日（祝日の場合は翌平日）、
12月29日～1月3日

入館料／無料

問合せ／☎0235 - 33 - 8424（オープン後）

東欧の国・モルドバ共和国を訪問したのは令和元年10月のことだった。東京オリンピック・パラリンピックのホストタウンとして、同国の選手団を迎え入れる準備のためだった。同国オリンピック・スポーツ委員会のジュラフスキー会長やブマコフ駐日大使にお会いし、事前合宿受け入れ合意への署名を行った。ワイン祭りが開催されていた首都キシナウの広場では、多くの市民が平和な秋の一日をおう歌していた。そのお隣の国・ウクライナへのロシア軍による侵略、核を背景とした威嚇、人々の穏やかな暮らしが壊され、脅かされている。

3月5日、荘内看護専門学校の卒業式が行われた。コロナ禍が続く中、家族の同席は3年ぶりとなった。りりしく、たくましく成長した卒業生が入場してきたときの感激はいかばかりであった。卒業生総代の齋藤美央さんは、実習の際、患者さんが大切にしている食習慣、その背景に守り続けてきた食文化があることを知った。食習慣の改善のための食事制限だけではなく、患者さんに寄り添った方法を提案し、受け入れられたエピソードを紹介してくれた。想像以上に大変だった看護への道を支え合った大切な仲間との別れのとき、幾度も声を詰まらせながらの答辞に目頭が熱くなった。看護学生が入学した令和元年度は山形県沖地震が発生、翌年には令和2年7月豪雨

市長の
一筆入魂

(50)

新型コロナウイルス感染症の影響で、催し等の中止・延期など、情報変更となる場合があります。各担当課や主催者などへのお問合せ、またはホームページ等でご確認ください。

ごみの分け方・出し方にご協力ください

☎ 廃棄物対策課 ☎ 22 - 2848 または 各地域庁舎市民福祉課へ

■連休期間中のごみ収集

4月29日(金)…もやすごみ(茶袋)のみ収集

5月3日(火)～5日(木)…収集はありません

お住まいの区域の収集日を「ごみ収集カレンダー」で確認して、計画的なごみ出しをお願いします。


○ごみは決められたごみステーションに

ごみステーションは各町内会等の地元の自治組織で費用を負担し、設置・管理しています。ごみは自分の町内会等の決められたごみステーションに、指定された時間までに出してください。

※収集日以外の日や、指定時間後に出すと、ごみが収集されません。

○市LINE公式アカウントでごみの分け方・出し方を調べられます

ほかにも、明日が何のごみの日かの連絡を前日の午後5時に受け取れるなど、便利な機能があります。

詳細はこちら→ 

○古着・古紙・小型家電などを無料回収します

■日時 毎月第3日曜日午前9時～11時30分

■場所 ごみ焼却施設

■対象 古着、古紙、小型家電、水銀製品等
小型家電…▷パソコンと周辺機器(ブラウン管モニター、プリンター、スキャナーは不可)
▷携帯電話 ▷デジタルカメラ ▷ゲーム機
▷DVDプレイヤー ▷カーナビ ▷地デ

ジ・BSチューナー ▷ワープロ など

※平日も廃棄物対策課で回収しています。

受付時間：午前9時～午後4時

回収可能な品目の詳細や注意点はこちら→



○ごみ焼却施設の休日の受入日を増やします

4月から、通常の平日に加え第2土曜日と一部祝日も可燃ごみを受け入れ、代わりに第2土曜日の3日前の水曜日を閉鎖日とします。閉鎖日は受け入れませんのでご注意ください。

■受入日 月曜～金曜日、第2土曜日

■閉鎖日 4月6日(水)、5月3日(火)～5日(木)・11日(火)、6月8日(水)、7月6日(水)、8月10日(水)、9月7日(水)、10月5日(水)、11月3日(水)・9日(水)・23日(水)、12月7日(水)、来年1月2日(水)・3日(火)・11日(水)、2月8日(水)・23日(水)、3月8日(水)・21日(火)、各月第1・第3・第4・第5土曜日、日曜日

■受入時間 午前8時30分～11時50分

午後1時～5時

■対象 家庭から出るもやすごみ・布団・古紙類、事業系一般廃棄物

■費用 10kgにつき120円(古紙類は無料)

※ごみステーションからごみを収集する曜日に変更はありません。

※リサイクルプラザはこれまでどおり、平日午前9時～11時50分、午後1時～4時30分に受け入れます(土曜・日曜日、祝日、12月29日～1月3日を除く)。

受入日のカレンダーはこちら→



今なお続く新型コロナウイルス感染症の影響、そして戦火の中で医療・看護に従事する人がいる現実。3年間の学びは様々な出来事に直面し、苦難の連続だったに違いない。厳しい環境の下で後輩にバトンをつないでくれたその思いを大切に、市では1学年の定員を現在の20人から30人に増やす学校の移転新築に向け、新年度に設計を行うなど医療・看護人材の確保・育成のための環境整備を推進していく。

東日本大震災から11年、実はあの年ウクライナを、原発があるチェルノブイリや首都キエフを訪問していたはずだった。あのと、宮城県石巻市で大震災に遭遇した私が東京に戻ったのは5月のことだった。その直前、4月にウクライナへの出張があり、東京にいれば私もそれに加わっていたはずだったのだ。

3月2日、鶴岡市平和都市宣言から11年のこの日、私は、ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名に賛同し、署名した。署名は国連に提出されるといふ。緊迫した国際情勢に接し、核なき世界、戦争のない永遠の平和と文化の構築を、平和都市を宣言する鶴岡市の長として改めて強く決意した。

混とんとした世界情勢の中で令和4年度が始まる。原油、食料、資源価格への更なる影響も懸念される中、地域循環型経済の推進や多様性を認め合う持続可能な社会づくり、SDGs未来都市の取り組みは一層重要となる。その基礎に戦争のない平穏な生活を取り戻すこと、平和と文化の構築を強く願っている。

新型コロナウイルス感染症の影響で、催し等の中止・延期など、情報に変更となる場合があります。各担当課や主催者などへのお問合せ、またはホームページ等でご確認ください。

介護保険料・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料 4月以降に受給する年金からの仮徴収(差引き)が始まります

☎介護保険料……………本所長寿介護課☎35 - 1289または各地域庁舎市民福祉課へ
国民健康保険税……………本所課税課☎35 - 1176
後期高齢者医療保険料…本所国保年金課☎35 - 1292または各地域庁舎市民福祉課へ

次に該当する方は、4月に令和4年度保険料(税)の仮徴収が始まります。今回お送りする通知書に記載されている保険料(税)額は、令和3年度の状況を基に計算した仮の保険料(税)額です。確定保険料(税)額については7月に改めてお知らせします。また、6月以降に新たに年金からの差引きが始まる方については、年金受給前にお知らせします。

※現在、既に年金から差し引かれている方は…

仮徴収額決定の通知書は送付しませんが、引き続き、仮徴収として、原則2月に差し引かれた額と同額を4月・6月・8月に支給される年金から差し引きます。

■4月に新たに仮徴収が始まる方

《介護保険料》

65歳以上の方

昭和31年4月3日～10月2日
生まれで、新たに年金からの差
引きの対象となった方
→4月上旬に仮徴収額決定通知
書をお送りします

《国民健康保険税》

65歳以上75歳未満の方

世帯主が昭和31年4月3日～10月
2日生まれで、新たに年金からの差
引きの対象世帯となった方
→2月中旬に仮徴収額決定通知書
をお送りしています

《後期高齢者医療保険料》

原則75歳以上の方

令和3年6月1日～10月2日に後
期高齢者医療制度に加入し、新たに
年金からの差引きの対象となった方
→4月上旬に仮徴収額決定通知書
をお送りします

■年金からの差引きの対象となる方

条件	介護	国保	後期
①差引きの対象となる年金の額が年額18万円以上である	①と②の両方に該当する方	①～⑤の全てに該当する方	①～③の全てに該当する方
②差引きの対象となる年金が借入れ等の担保になっていない			
③国民健康保険税または後期高齢者医療保険料のどちらかと、介護保険料を足した額が、差引きの対象となる年金額の半分よりも少ない			
④世帯主が国民健康保険の被保険者である			
⑤世帯内の国民健康保険被保険者全員が65歳以上75歳未満である			

■年金からの差引きが始まる時期

介護保険料・国民健康保険税(生年月日)	後期高齢者医療保険料(後期高齢者医療制度に加入した日)	年金からの差引きが始まる時期
昭和31年4月3日～10月2日生まれ	令和3年6月1日～10月2日	4月
昭和31年10月3日～12月2日生まれ	令和3年10月3日～12月2日	6月
昭和31年12月3日～昭和32年2月2日生まれ	令和3年12月3日～令和4年2月2日	8月

国民健康保険税と後期高齢者医療保険料は、年金からの差引きから「口座振替」による支払いに変更することができます。希望する方はお問い合わせく

ださい。介護保険料は、年金からの差引きになった場合、ほかの支払い方法に変更することができませんのでご了承ください。

令和3年鶴岡市成人式を開催します

☎社会教育課（櫛引庁舎）☎57 - 4866

出席を希望する方は、事前登録（4月15日㊟締切り）と市から送付するPCR検査キットでの式典前3日以内の検査が必要となります。PCR検査キットは、事前登録した方に後日送付します。

■開催日

4月30日㊟

■対象中学校区、受付・式典開始時間

≪午前の部≫

対象中学校区…鶴岡一中、鶴岡四中、鶴岡五中、
藤島中、櫛引中

受付開始時間…午前9時30分

式典開始時間…午前10時30分

≪午後の部≫

対象中学校区…鶴岡二中、鶴岡三中、豊浦中、羽
黒中、朝日中、温海中

受付開始時間…午後0時30分

式典開始時間…午後1時30分

■場 所

荘銀タクト鶴岡

■対 象

平成12年4月2日～13年4月1日生まれの方

■持ち物

①受付カード

②健康観察表（スマートフォン等で撮影したデータでも可）

③メールで届いたPCR検査陰性の結果通知

※受付カードと健康観察表は、対象の方に3月中に送付しました。まだ届いていない方は社会教育課までお問い合わせください。

■その他

各時間の式典終了後、中学校ごとに写真撮影があります（希望者のみ）。



市民まちづくり活動促進事業「鶴岡まち活」

市民の皆さんが行うまちづくり活動を支援します

☎本所地域振興課☎35 - 1191または各地域庁舎総務企画課へ

■対象事業

①鶴岡らしさ・地域特性を生かしたまちづくり活動

②①の内、補助対象経費が100万円を超える事業（ふるさと納税型クラウドファンディングの実施が必須）

③若者が自発的に行うまちづくり活動や地域についての自由研究など

④市施設の整備・修繕や市管理用地の利活用

※いずれも来年3月31日㊟までに終了するものが対象です。

※営利目的、政治的または宗教的、内部の親睦のための事業は対象外です。

■対象主体

①②④…市内を拠点にまちづくり活動に取り組む、構成員の過半数が鶴岡市民である5人以上の団体（営利事業者、個人は対象外）

③…市内の3人以上の若者（中学生、高校生、大学生等）による団体・グループ

■補助内容

補助金額の交付、現物支給

①…補助対象経費の3分の2以内（上限20万円）

②…補助対象経費の10分の9以内（上限100万円）

③…補助対象経費の10分の10以内（上限10万円）

④…補助対象経費の10分の10以内または原材料等

の現物支給

■事業報告会への参加

事業終了後、翌年度に開催する事業報告会で実施成果を報告していただきます。

■応募方法・募集期間

必ず事前に相談の上、次に挙げる日まで認定申請書を本所地域振興課または各地域庁舎総務企画課へ。

①②…≪前期≫5月6日㊟まで

≪後期≫7月1日㊟～29日㊟

※前期は5月中旬～下旬、後期は8月中旬～下旬に開催予定の審査会で支援の可否を決定します。

※②は審査会後にクラウドファンディングを実施するため、事業実施まで時間が掛かりますのでご注意ください。

③④…来年1月31日㊟まで

※詳細は本所地域振興課にお問い合わせください。

前年度事業報告会 及び 今年度事業説明会を開催します

☎4月16日㊟午後2時

☎市役所本所別棟2号館21号～23号会議室

☎4月14日㊟まで本所地域振興課へ

新型コロナウイルス感染症の影響で、催し等の中止・延期など、情報が変更となる場合があります。各担当課や主催者などへのお問合せ、またはホームページ等でご確認ください。

荘内病院医師修学資金貸与制度をご利用ください

☎荘内病院総務課 ☎26 - 5111内線6327

将来、荘内病院に医師として勤務いただける医学生に修学資金を貸与します。医師免許取得後、一定の期間当院に勤務した場合、貸与資金の返還が免除されます。

一部免除規定を新設し、更に利用しやすくなりました。地域医療に志を持つ医学生の方はぜひご応募ください。申込方法等詳細は、当院HPをご覧ください。



申請書のダウンロード等はこちら

■申込資格

- ▷大学卒業後、医師として当院に勤務する意思がある
- ▷大学の医学を履修する課程に在学している
- ▷ほかの修学資金等の返還義務がない（大学卒業後の就労先に制限がないものを除く）

■貸与金額

年額200万円以内

■貸与期間

在学している大学の正規の修業年限まで

■貸与方法

修学資金（年額）の4分の1に相当する額を、6月・9月・12月・翌年3月の各月末に振り込みます。
※初回は7月末になります。

■申込期間

4月1日☉～5月31日☉（当日消印有効）

■応募方法

次の書類を、当院総務課までお持ちになるか、簡易書留郵便で郵送してください。

- ①鶴岡市立荘内病院医師修学資金貸与申請書
- ②大学の医学を履修する課程に在学していることを証明する書類（在学証明等）
- ③大学における学業成績を証明する書類（1年生の場合は卒業した高校の成績を証明する書類）
- ④戸籍謄本（申請日の2か月以内に発行されたもの）

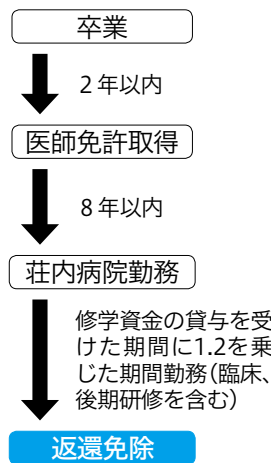
返還金免除の要件

次の要件を全て満たした場合、修学資金の返還債務が全額免除されます

- ①大学を卒業した日の属する月の翌月から起算して2年以内に医師免許を取得すること
- ②医師免許を取得した日の属する月の翌月の初日から起算して8年経過した日までに当院に勤務し、引き続き在職すること
- ③当院に在職する期間が、返還免除適用期間（修学資金の貸与を受けた期間に1.2を乗じた期間。当該期間が5年に満たないときは、5年とする。）に達すること

※当院に在職する期間が返還免除適用期間に達していなくても、1年を超えている場合は、在職期間に応じて修学資金の返還債務の一部免除が可能。

※当院に在職する期間は、必ずしも連続した期間である必要はなく、大学院への進学や他の医療機関で研修を受けるためであれば、中断することが可能。



健康・福祉



令和4年度の特健健診・特定保健指導が始まります

▼特定健診 来年3月末までに40歳以上になる国民健康保険（市国保）及び後期高齢者医療保険の加入者に受診券を送付しています。ただし、かかりつけ医で受診を希望した後期高齢者医療保険加入者には5月末に送付します。受診の際は受診券と保険証が必要です。別途質問票や人間ドック受診券が送付されている方は併せてお持ちください。かかりつけ医で受診する場合は期間は6月～9月です。5月1日以降に市国保に加入する方で、特定健診を希望する場合はお問い合わせください

▼特定保健指導 市国保加入者で、特定健診の結果、生活習慣の改善等の必要がある方に対し、健診実施機関または本市から特定保健指導の案内を送付します。保健師や管理栄養士が専門的に適切なアドバイスを行います。自己負担はありません

▼共通 健康課（にこふる） ☎25・2731、本所国保年金課 ☎35・1292または各地域庁舎市民福祉課へ

高齢者肺炎球菌定期予防接種のお知らせ

肺炎の発症や重症化を防ぐため、予防接種法に基づく対象者に、肺炎球菌

防災の観点からの都市計画法改正による開発許可制度の見直し

岡本所都市計画課 ☎35 - 1302

自然災害の頻発や激甚化を踏まえ、災害危険区域における開発を抑制する都市計画法及び都市計画法施行令の改正が行われたため、本市条例の改正及び開発許可制度の見直しをします。

一部の地域で市街化調整区域内における開発が厳しく制限されます

4月1日の改正に伴い、積極的な建築行為が許されていない市街化調整区域の内、住宅等の建築制限が緩和されている条例指定区域で、災害危険区域（災害レッドゾーン、災害イエローゾーン）に指定された区域では、原則として開発ができなくなります。



ただし、災害イエローゾーンでは、一定の防災対策を講じれば開発が可能となります。

災害レッドゾーン …急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域等
災害イエローゾーン…①土砂災害警戒区域、②浸水想定区域（想定浸水深3m以上）

■対象となる開発行為

災害危険区域の農地等や既存宅地への新たな住宅等の建築、既存建築物の延床面積の1.5倍を超える建て替え、建物の用途変更等（開発許可・建築許可を要する行為）

■開発が可能となる防災対策

- ①土砂災害警戒区域  ▷災害を防止、軽減する擁壁を設ける等の防災対策の実施 または
▷垂直避難が可能な2階以上の居室を設ける等
- ②浸水想定区域  (3m以上) ▷床面の高さが想定浸水深以上となる居室を設ける

※詳細は市HPをご覧ください。同課にお問い合わせください。

市HPはこちら→



予防接種費用の一部を助成します。
対 このワクチンを接種したことがない次のいずれかに該当する方 ①4月2日～来年4月1日に65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳になる ②60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害がある（身体障害者手帳1級） ■助成金額 4,000円（助成を受けられるのは定期接種の対象となる今年度のみ、生涯1回。接種費用は医療機関で異なるため、医療機関にお尋ねください） 閏健康課（にこふる） ☎25・2731 または各地域庁舎市民福祉課へ 他対象者には通知します。生活保護・市民税非課税世帯の方に減免制度あり（要事前申請。本人の同意があれば代理申請可能）

早目に風しんの抗体検査・定期予防接種を受けましょう

風しんの定期予防接種の対象者には、風しんの抗体検査・定期予防接種を無料を受けられるクーポン券を3月に送付しています。お早目に受検または接種してください。既に受けた方は、再度受ける必要はありません。
対 昭和37年4月2日～54年4月1日生まれで抗体検査を受けていない男性 閏健康課（にこふる） ☎25・2731 または各地域庁舎市民福祉課へ 他抗体検査受診後、十分な抗体価がない場合は定期予防接種の対象。クーポン

券を紛失した場合は、身分証明書をお持ちの上、再交付の手続きにお出ください。
将来の胃がん予防のために
中学生胃がん予防事業
胃がんの大きな原因であるヘリコバクター・ピロリが体の中に入り込んで間もない中学生の時期に、学校健診尿を活用したピロリ抗体検査を実施し、早期発見・内服治療を行います。詳しくは学校を通じてお知らせしています。
対 本市に住民登録がある中学2年生 閏健康課（にこふる） ☎25・2731

がん患者医療用ウィッグ・乳房補整具購入費の一部を助成します

対 次の全てに該当する方 ①本市に住民登録がある ②がんと診断され、がんの治療を受けている ③医療用ウィッグ：がんの治療に伴う脱毛により、就労や社会参加等に支障がある、または支障が出るおそれがあるため医療用ウィッグが必要である 乳房補整具：がん治療のため乳房の一部または全部を切除したことにより、就労や社会参加等に支障がある、または支障が出るおそれがあるため乳房補整具が必要である ④他の法令等に基づき公的助成等を受けていない ⑤令和3年4月1日以降に購入したもので過去に公的助成等を受けていない ■助成金額 医療用ウィッグ：購入費の2分の1（上限2万円） 乳房補整具：購入費の2

新型コロナウイルス感染症の影響で、催し等の中止・延期など、情報が変更となる場合があります。各担当課や主催者などへのお問合せ、またはホームページ等でご確認ください。

分の1（上限1万円） ■助成回数

それぞれ1人1回限り **■** 証明書類（医療用ウィッグ：がん治療を受けていることが確認できるお薬手帳・診療明細書等 乳房補整具：がん治療のため乳房の一部または全部を切除したことが確認できる手術同意書・治療方針計画書等）、購入時の領収書（レシート不可）、運転免許証または医療保険証の写し、印鑑、振込先通帳の写し **■** 申請書を健康課（にこふる） ☎25・2731へ **■** 他申請書は市HPからダウンロード可。代理申請の場合は委任状及び代理人の本人確認も必要

小児定期予防接種の日本脳炎ワクチンの供給が再開されました

令和3年の一部の期間に供給が見合わせられていた製造会社のワクチンが、12月から出荷量を調整し供給が再開されました。国の方針では、令和4年度からは接種を待ちたいだいでいた令和3年度1期追加（3回目）・2期（4回目）の対象者を含めた全対象者に接種できる見込みです。順次、接種が可能となりますので、ご理解・ご協力をお願いします。

■ 健康課（にこふる） ☎25・2731
または各地域庁舎市民福祉課へ

子宮頸がん（HPVワクチン）予防接種 積極的接種勧奨を再開します

子宮頸がん（HPVワクチン）予防接種については、国の方針により平成

25年6月から定期接種の積極的勧奨を差し控えてきましたが、4月から対象者への個別の接種勧奨を再開します。

また、これまで差し控えにより接種の機会を逃した方への救済策「キャッチアップ接種」を実施し、対象となる方への通知を順次発送します。

■ 健康課（にこふる） ☎25・2731
または各地域庁舎市民福祉課へ

日常生活用具を給付します

▼火災警報機・自動消火器 **■** 65歳以上で市民税非課税の、避難が著しく困難な一人暮らしの方等（要介護2以上または認知症自立度IIa以上）

▼電磁調理器 **■** 65歳以上で市民税非課税の、心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要な一人暮らしの方等（介護予防・日常生活支援総合事業の基本チェックリスト該当者または要支援1以上）

▼共通 **■** 身分証明書（マイナンバーカード・保険証等） **■** 各地域包括支援センター、本所長寿介護課 ☎29・4180 または各地域庁舎市民福祉課へ

はりきゅう・マッサージ等 施術費の一部を助成します

■ 70歳以上の方 **■** 市と協定を結んでいる、はりきゅう・マッサージ師等から施術を受ける場合に、1回当たり1,000円の助成券を年6枚、10月以降の申請については年3枚交付（申請は

年1回） **■** 年齢を証明できるもの（保険証・運転免許証等） **■** 本所長寿介護課 ☎29・4180 または各地域庁舎市民福祉課へ **■** 鶴岡地域では各地区コミュニティセンターでも受け付けます（学区コミュニティセンターを除く）

認知症高齢者等 見守りサービス事業

在宅で介護している家族が外出するときや介護疲れで休息したいとき等に、見守り支援員が訪問し、認知症高齢者などの見守りや話し相手等をしめます。

■ 市内在住の認知症高齢者等（65歳以上の方または40歳〜64歳の要介護認定を受けている方）で日常生活自立度がIIa以上の方 **■** 利用上限 1か月当たり80時間まで **■** 費用 1時間200円（生活保護世帯は無料。利用料は利用時間帯によって割増しになります）

■ 各地域包括支援センター・居宅介護支援センター、本所長寿介護課 ☎29・4180 または各地域庁舎市民福祉課へ **■** 他事前に担当のケアマネジャーにご相談ください

リフト付タクシーを利用する方へ助成券を交付します

■ 市内内在住で次の全てに該当する方
①65歳以上または40歳〜64歳で要介護認定を受けている ②市民税非課税
③通院等の際に車椅子やストレッチャー専用タクシーの利用が不可欠 **■** 医療機関への通院や入退院のため、リフ

ト付タクシーを利用する場合に、1枚当たり300円のサービス券を月8枚、年間96枚を限度に交付 **■** 身分証明書（マイナンバーカード・保険証等） **■** 各地域包括支援センター、本所長寿介護課 ☎29・4180 または各地域庁舎市民福祉課へ

紙おむつ等購入費助成事業で紙おむつを配達する事業所を募集します

■ 募集要件 ①鶴岡市競争入札参加資格を有し所在区分が市内または準市内であること ②紙おむつ等排せつ関連用品を取り扱っている事業所であること（紙おむつと尿とりパッドの取扱いは必須） ③市内一円に配達可能であること **■** 業務開始 9月配達分から **■** 5月13日 ☎まで本所長寿介護課 ☎29・4180へ

障害者手帳の交付・居住地変更手続き

障害の内容や程度に応じて各手帳が交付されます。交付申請を受け付けていますのでご相談ください。

また、既に手帳をお持ちの方で住所が変わった方は届出をお願いします。

▼身体障害者手帳 **■** 手・足・目・耳・言語・そしゃく機能・心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・小腸・直腸・肝臓・免疫等の身体機能に障害がある方

▼療育手帳 **■** 発達期に知的機能の障害が見られ、日常生活に制限のある方

▼精神障害者保健福祉手帳 **■** 精神の

運動を取り入れた介護予防活動を支援します

☎本所長寿介護課 ☎29 - 4180 または 各地域庁舎市民福祉課へ

住民が主体となって介護予防や生きがいづくり等のために「通いの場」を設け、室内での運動を主とした活動をする場合に補助します。

■活動実施期間

4月1日☎から来年3月31日☎まで

■対象要件

月2回以上、1回30分以上の運動を含むおおよそ1時間30分の介護予防活動を行う65歳以上の市民5人以上の団体



■補助対象経費

講師謝金、コピー代、会場使用料等（飲食費など個人に係る経費は対象外）

■補助金額

▷参加者数10人以上…年間5万円

▷参加者数5人～9人…年間2万5,000円

■申請期間

4月1日☎～28日☎

■その他

・申請書類やチラシは、市HPからダウンロードすることもできます

・審査で補助の可否を決定します

▼**縦覧制度** 固定資産税の納税者は、自己所有の土地・家屋の価格等と他の土地・家屋の価格等を比較できるように、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を見ることができ、**☎**納税者、納税者の代理人、納税者と同一世帯の家族

▼**閲覧制度** 納税義務者は、固定資産課税台帳(名寄帳)を閲覧し、自己の資産について登録された内容を確認できます。借地人・借家人も借用物件について確認できます **☎**納税義務者、納税義務者と同一世帯の家族、納税管理

固定資産税の縦覧制度・閲覧制度

税・年金



次の方が委嘱されました。(敬称略)
▽第10民生区(栄地区)：佐藤和子(中京田・湯野沢)
☎本所福祉課 ☎35・1252

困りごとなど気軽に☎相談ください 民生委員・児童委員委嘱のお知らせ

疾患があり、日常生活に制限のある方
▼**居住地変更届** 手帳に記載されている住所と現住所が異なる方は居住地変更届が必要です。手帳とマイナンバーカードまたは通知カードをお持ちの上、届出してください
▼**共通** ☎本所福祉課 ☎35・1273 または各地域庁舎市民福祉課へ

人、借地人、借家人、これらの代理人等
▼**共通** ☎4月1日☎～5月31日☎
☎本所課税課または各地域庁舎市民福祉課 **☎**課税台帳の写しの交付は有料 **持**マイナンバーカード、運転免許証等本人確認書類(代理人は委任状、借地人・借家人は契約書等が必要) **☎**本所課税課 ☎35・1178

▼**令和4年度の国民年金保険料が変更されました** 4月分以降の保険料は月額1万6,590円です(年間保険料は19万9,080円)
▼**保険料の前納制度や当月口座振替(早割制度)がお得です** 保険料1年分を一括で5月2日☎までに納付すると納付額は19万5,550円(3,530円割引)です。また、その月の保険料をその月の末日に口座振替で納付すると、月額50円割引され、保険料は1万6,540円になります。なお、前納・早割制度を利用した方が、会社等に勤めた場合や、死亡した場合等、国民年金の被保険者の資格を喪失したときは、資格を喪失した月以降の保険料が還付されます
▼**年金手帳が基礎年金番号通知書に替わります** 4月1日から、初めて年金制度に加入する方や、年金手帳を紛失して再発行を希望する方には、年金手帳ではなく基礎年金番号通知書が交付されます。なお、お手元の年金手帳は

国民年金からのお知らせ

引き続き利用できますので、手続きの必要はありません。
☎鶴岡年金事務所 ☎23・5040、本所国保年金課 ☎35・1294 または各地域庁舎市民福祉課へ

▼**後期高齢者医療制度の保険料率等が改定されます**
後期高齢者医療制度の保険料率は、医療費などの推計を基に、2年ごとに見直しを行っています。令和4年・5年度の保険料率等は次のとおりです。
■所得割率 8・80% ■均等割額 4万3,100円 ■賦課限度額 年66万円 **☎**本所国保年金課 ☎35・1292 または各地域庁舎市民福祉課へ

子育て



一時預かり・病児保育をご利用ください

▼**一時預かり** 保護者が病気や冠婚葬祭、学校行事、育児疲れ、就労等の理由で一時的に家庭での育児が困難な場合に、実施保育園で子供を保育します。予定が分かるときは、2日前までに各園に申し込んでください。なお、園の行事等のため受け入れできない場合があります。また、保育時間や料金等は各園で異なりますので直接お問い合わせください。
■**実施保育園** かたばみ保育園、南部保育園、新形保育園、大泉保育園、湯

新型コロナウイルス感染症の影響で、催し等の中止・延期など、情報が変更となる場合があります。各担当課や主催者などへのお問合せ、またはホームページ等でご確認ください。

田川保育園、民田保育園、上郷保育園、田川保育園、藤島くりくり保育園、藤島こりす保育園、大東保育園、いずみ保育園、くしびき保育園、くしびき西部保育園 ■保育時間 午前8時～午後5時30分(半日(4時間)の利用も可) 費3歳未満：1日2、600円～3、000円 3歳以上：1日1、500円～2、000円(半日利用の場合は半額) 園各園または本所子育て推進課 ☎35・1291へ 他実施保育園の最新情報は市HP

▼病児保育 病気やその回復期の子供を保護者が仕事や冠婚葬祭等の理由で家庭で見ることができない場合に、看護師・保育士のいる施設で一時的に保育します。予約の有無、受入時間等は各施設で異なりますので直接お問い合わせください

■実施施設 三井病院内カトリックルーム、ちわら菜の花こども園はなな、南部保育園らっこルーム ■受入時間 午前8時～午後6時(日曜日、祝日、年末年始を除く) 園小学6年生まで 費1日2、000円(別途給食費) 園各施設または同課 ☎35・1291へ 他市HP



生活・その他

鶴岡への就職・採用を応援します

▼U・イターン就職活動交通費等支援

事業補助金 鶴岡市へのU・イターンを目指す、市外在住の大学生等の就職活動を支援します

■対象経費 市外に在住する大学生等が、市内事業所を対象とした就職活動で本人が支払った交通費(公共交通機関を利用したもの)と宿泊費(食事代を除く) ■補助金額 対象経費の2分の1以内(居住地ごとに上限額あり) 申来年3月31日(金)までやまがたe申請鶴岡市電子申請システムまたは本所商工課 ☎35・1299に郵送 他市HP

▼新規学卒者等採用活動支援事業補助金 市内の事業者がオンラインで行う採用活動を支援します

■対象経費 市内の中小事業主が、新規学卒者等を正社員として雇用するために、オンラインでの採用活動に係る経費(オンライン企業説明会出席料、オンラインインタビューシップ経費等。求人サイトへの掲載料は対象外) ■補助金額 対象経費の2分の1以内(上限20万円) 申同課 ☎35・1299 他市HP

住居表示実施地区で建物を新築・改築した方は届出を

■住居表示実施地区 青柳町、泉町、伊勢原町、稲生一丁目・二丁目、海老島町、大塚町、大西町、大山一丁目、三丁目、家中新町、上畑町、北茅原町、切添町、小真木原町、桜新町、三光町、山王町、城南町、城北町、昭和町、新

海町、神明町、末広町、砂田町、千石町、大東町、大部町、大宝寺町、宝田一丁目～三丁目、宝町、長者町、朝陽町、茅原町、道形町、友江町、鳥居町、苗津町、新形町、錦町、西新斎町、西茅原町、のぞみ町、馬場町、東新斎町、東原町、日出一丁目・二丁目、日吉町、日和田町、双葉町、文園町、平成町、ほなみ町、本町一丁目～三丁目、美咲町、道田町、みどり町、美原町、三和町、陸町、湯野浜一丁目・二丁目、由良一丁目～三丁目、陽光町、余慶町、淀川町、若葉町

■新築等届出書に案内図2部、配置図1部、平面図1部を添付して本所市民課 ☎35・1194へ 他市HP

狂犬病予防注射は毎年春(4月～6月)に受けましょう

飼い主には、犬の登録と狂犬病予防注射が法律で義務付けられています。▼集合注射は中止します 6月まで、動物病院で個別に接種をお願いします。▼狂犬病予防注射・新規登録は動物病院で行えます 案内はがきが必要です。(料金は各動物病院にご確認ください)▼登録済の方には、3月末に注射案内はがきを送付します▼犬を飼う場合は市への登録が必要で(新規登録料金3、000円) 他市区町村から転入した方は、前登録地での鑑札をお持ちの上、市役所で手続きをしてください(なくした方は別途1、600円が必要)

▼共通 健康課(にこふる) ☎25・2731または各地域庁舎市民福祉課へ

町内会に加入しましょう

町内会(自治会・住民会等)は、同じ地域に住む人たちが助け合い、安全・安心で明るく住みよい地域をつくるための組織で、住民同士の親睦・交流活動、ごみステーションの設置や清掃、防犯灯の設置、防犯パトロールや防災訓練及び広報の配付等も行っています。加入手続き等については、お住まいの町内会等へお問い合わせください。また、連絡先などが不明な場合は、本所コミュニティ推進課 ☎35・1203または各地域庁舎総務企画課にお問い合わせください。

住宅等の浄化槽を設置・交換する方へ

次のとおり補助します(公共下水道及び集落排水処理計画区域を除く)。▼合併処理浄化槽の設置 鶴岡地域、羽黒地域で合併処理浄化槽を設置する方に補助金を交付します。その他の地域については、市が設置します▼単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への交換 単独処理浄化槽・汲み取り便槽を合併処理浄化槽に交換(新築・建替えは対象外)する方に、補助金を交付します▼排水設備工事の実施 単独処理浄化

創業機運の醸成、新事業の取り組みのきっかけ作りを狙いとして、同コンテストを隔年で開催しています。今年度は、将来の優秀な企業人の輩出や地元就職の契機となるよう、学生を対象に開催し、全国から計31件のプランが提案されました。2月19日にオンラインで開催された最終審査会では、一次審査会を通過した8組が、今後の鶴岡のにぎわいづくりに向けた、熱意あふれるプレゼンテーションを行いました。その審査結果をお知らせします。

★最優秀賞★

学校名	鶴岡工専	チーム名	ミルメーク
メンバー	松浦千紘さん、阿部時史さん、福定隼也さん		
プラン	山形の郷土料理について知ることができる高専生が作ったアナログゲームってどうですか？		
概要	山形県の郷土料理を題材にしたカードゲーム。料理の材料等との交換を通して残った手元のコイン及び料理の完成で得られたコインの総数を競うもの。ゲームコンテンツに実際の農家等の情報や広告を掲載しPRにもつなげる。		



▲最終審査会の様子

◆ビジネスモデル部門 優秀賞

学校名	神奈川県立横浜国際高校 神奈川県立光陵高校
チーム名	Tilling Girls
メンバー	飯塚友希さん、堀部琴さん
プラン	あべ！つるおか攻略物語 ～魅力たっぷりのつるおかを丸ごとサブスク！～

◆オープンガバナンス部門 優秀賞

学校名	昭和女子大学
チーム名	鶴岡再発見プロジェクト
メンバー	成澤凜さん、二瓶愛さん、 島田千洋さん、菅野愛理さん、 田中亜季さん
プラン	産直ごっつお ～鶴岡市の豊かな地形を活かした産直アプリ～

◆ANA特別賞

学校名	庄内農業高校
チーム名	課題研究 小麦Team
メンバー	五十嵐潤さん、齋藤蓮さん、 上野琉河さん
プラン	令和3年版庄内小麦栽培の可能性を探る ～庄内産小麦の活用と普及・ 新世代農業地域を目指して～

井戸水などを使用している 下水道使用者の方へ

井戸水や湧き水をお使いの場合は、原則として自己メーターを設置していただきますが、設置が難しい場合は次のように認定します。

▽井戸水や湧き水のみを使用している場合：1人当たり1か月6㎡とし、世帯人数を乗じて使用水量を認定

▽上水道と井戸水等を併用している場合：上水道の使用水量に、1人当たり1か月3㎡を世帯人数分加えて認定

世帯人数に変更があった場合は速やかに届け出てください。

岡上下水道部総務課 ☎23・7731

下水道用自己メーターの 適正管理について

メーターは計量法によって有効期限（8年間）が定められています。下水道料金の減算・加算用自己メーターを設置の方は、期限が切れる前に、交換や撤去など適切な管理をお願いします。既に期限が切れている場合は、不具合

「緑の募金」にご協力を お願いします

5月4日㊦の祝日「みどりの日」は、国民が自然に親しむとともに、その恩恵に感謝し豊かな心を育む日です。4月15日㊥～5月14日㊥は「みどりの月間」として、全国で「緑の募金」活動が実施されます。この募金は、森づくりや街の緑づくり、学校の緑化活動等に有効に活用されます。市民の皆さんのご協力をお願いします。また、緑化事業を行う団体への交付金制度による助成を予定しています。

岡本所農山漁村振興課 ☎35・1298
または各地域庁舎産業建設課へ

農作業中の事故に注意し ましょう

全国一体となつて「しめよう！シートベルト」をテーマに、5月31日㊥まで「春の農作業安全確認運動」が実施されます。特に乗用型トラクターの転落・転倒による死亡事故が多発しているため、シートベルトの着用、公道走行時の法令順守を徹底し、万が一に備え、労災保険や任意保険に加入しまし

よう。
▽作業前に安全確認、環境整備を
作業に適した服装で ▽点検整備は工
ンジンを止めて ▽計画的な作業で、
適度な休憩を

■本所農政課 ☎35・1297 または各
地域庁舎産業建設課へ

春の山菜採りシーズンを迎えます 山菜採りの事故に注意!!

出掛ける前に次のことを確認し、遭
難事故に遭わないよう注意しましょう。
▽1人で出掛けない ▽行き先や帰る
時間を家族に知らせて出発する ▽携
帯電話等の通信手段を確保する ▽道
に迷ったらむやみに動き回らない
早く出掛けて早く帰る

また、ダニが媒介するウイルス感染
症への対策として、山に入る際は長袖
を着用するなど肌を露出しない服装を
心掛けましょう。

■本所防災安全課 ☎35・1204

野焼きは法律で 禁止されています

例年春先に野焼きによる火災が多発
しています。野焼きとは、廃棄物等を
屋外で燃やす行為で、大量の煙や臭い
が発生する場合があります。近隣の生活環
境に支障を来します。

また、違法に焼却すると懲役または
罰金が科せられます。ドラム缶やプロ
ック囲いなど焼却炉としての基準に合
わない設備での焼却も禁止されていま

す。

■野焼きに関する相談…本所環境課 ☎
35・1247 火災の場合 ☎119

「山火事を防ぐあなたの心がけ」 山火事注意！多発時期です

山火事の原因の多くは、たき火・た
ばこ・火入れの不始末です。行楽や山
菜採りで山に入るときは、火の取扱い
に十分注意し、山火事による森林の焼
失を防ぎましょう。

■本所農山漁村振興課 ☎35・1298
または各地域庁舎産業建設課へ

春季火災予防運動 「おうち時間家族で点検火の始末」

4月9日㊤～22日㊤の2週間、「春
季火災予防運動」を実施します。

春先は空気が乾燥するため、たき火・
たばこなどが原因の火災が全国各地で
多発しています。一人ひとりが火災予
防に対する意識を持ち、安全で安心し
て生活できる地域を目指しましょう。

■消防本部予防課 ☎22・8332

農産物等の加工に取り組 んでみませんか

■市内在住の農林漁業者または農林漁
業者が主体の団体が行う、農林水産物
の加工に新たに挑戦する事業、食品加
工業者と連携して加工品開発に取り組
む事業、グリーン・ツーリズムに関す
る事業 ■補助金額 事業費の3分の
2以内(上限15万円) ■申4月22日㊤

まで本所農政課 ☎35・1295 または
各地域庁舎産業建設課へ 他市HP

つるおか・アグリメール 配信のご案内

農業者向けの補助金、研修会、公開
講座、商談会等の各種案内をメールで
お届けします。

■配信日 不定期 ■配信者 本所農
政課 ■登録方法 件名に「メール配
信希望」、本文に氏名、住所、電話番号、
メールアドレスを明記し、同課に電子
メールまたはFAX25・8763を送信

■同課 ☎35・1295 他市HP

松くい虫防除にご協力を

松くい虫被害は放置すると広範囲に
拡大するおそれがあるため、原因とな
る害虫の羽化脱出前に被害木を駆除す
る必要があります。市では、下川及び
湯野浜地区で松くい虫防除作業を実施
しています。被害木の伐採を6月上旬
まで、薬剤散布を5月下旬～6月下旬
に行う予定です。該当する森林所有者
及び周辺住民の皆さんのご理解とご協
力をお願いします。

■本所農山漁村振興課 ☎35・1298

伐採には届出が必要です

森林の立ち木を伐採するときは、伐
採を始める90日前から30日前までに届
出することが森林法により義務付けら

れています。届出をしない場合は罰金
が科せられる場合があります。また、
伐採後の造林が完了したときは、事後
に森林の状況報告を行うことも義務付
けられています。

■本所農山漁村振興課 ☎35・1298
または各地域庁舎産業建設課へ

ヒナを拾わないでください

春から夏にかけて、巣
立ちして間もない幼鳥を
見掛けることがあります
が、親鳥が近くにいるた
め、救護をしないでそのまま見守つて
ください。巣から落ちたヒナも同様で
す。



■本所農山漁村振興課 ☎35・1298
または各地域庁舎産業建設課へ

春の交通安全県民運動が 実施されます

「高齢者と子どもの交通事故防止」等
を運動の重点として、4月6日㊤～15
日㊤に実施されます。

特に新入学を迎えた児童(園児)は
交通ルールや通学路に慣れていないた
め、左右の安全確認が足りない道路横
断や急な飛び出し等による交通事故の
発生が心配されます。交通安全、「互
いに守る 思いやり」を心掛け、高齢
者と子供に思いやりのある運転で交通
事故防止に努めましょう。
■本所防災安全課 ☎35・1204

新型コロナウイルス感染症対策・支援情報

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市民、本市出身学生、事業者等の生活・経済活動を支援します。

交通事業者の新しい生活様式に対応した新規事業の定着、外出に不安を感じる市民の買物代行や宅配サービスの利用を支援します

▶買物代行・宅配サービス支援事業

予算額：156万円（3月定例会補正予算）

- 利用方法 タクシー・ハイヤー会社に電話をして、買物や薬の受け取りなどを依頼
- 利用料 1回500円（距離に応じて追加料金が掛かる場合があります）、別途買物代金

- 実施事業者 大和交通、湯田川温泉自動車、出羽ハイヤー、落合自動車、羽黒タクシー、庄交ハイヤー、鶴岡タクシー
- 実施期間 来年3月31日(金)まで
- 問合せ 本所地域振興課 ☎35 - 1191

県外で暮らす本市出身の学生を応援するため、米など日常生活に必要な地元の食料品を提供します

▶県外在住学生 食の支援事業

予算額：1,250万円（3月定例会補正予算）

- 対象 次の全てに該当する方
 - ▷市内の中学校を卒業した
 - ▷山形県外に居住し、県外の大学、大学院、短期大学、専門学校等に学生として在籍している
 - ▷保護者が市内に居住している
- 提供品 米、乾麺、もち、レトルト総菜、菓子など
- 申請者 本人または保護者

- 申請方法▷ライン申請（本人のみ）
申請フォームに必要事項を入力
 - ▷書類申請（保護者も可）
申請用紙に必要事項を記入し、本所地域振興課または各地域庁舎総務企画課へ提出
- ※詳細は市HPでご確認ください。
- 申請期間 4月22日(金)～8月31日(土)
 - 問合せ 本所地域振興課 ☎35 - 1191

中小企業者等が行う、ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための新分野展開や設備導入等に要する経費の一部を支援します

▶中小企業等新分野展開等支援事業

予算額：8,000万円（3月定例会補正予算）

- 交付対象 ①新分野展開等支援事業
新分野展開や業種・事業転換等の取り組みを通じた事業規模の拡大等に要する事業
- ②ITサービス導入事業
業務効率の向上等に資するITサービスを導入する事業
- ③生産設備等導入事業
既存設備の効率化や生産能力の向上に資する機械設備等を導入する事業
- ④新製品開発支援事業
事業化を目的とした製品開発、または既存製品の改良及び過去1年以内に開発した新製品の販路開拓事業

- ⑤新事業連携創出支援事業
市内中小企業等3者以上で連携して取り組む新たな事業
- ※1事業者1事業限り。
- ※①～④は令和3年度に本補助金の交付決定を受けている事業者は対象外。
- ※⑤は1者の代表事業者と2者以上の連携事業者の合計3者以上の中小事業者等で構成されるグループが対象。
- 補助率 ①～④…3分の2以内（上限200万円）
⑤…4分の3以内（下限50万円、上限400万円〈1者当たり50万円〉）
 - 申請期間 4月15日(金)～6月15日(土)
 - 問合せ 本所商工課 ☎35 - 1299